

議案第 25 号

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年度日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 16 条第 1 項中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（常時勤務会計年度任用職員の勤勉手当）

第 16 条の 2 給与条例第 23 条の規定は、任期の定めが 6 月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 23 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」とあるのは、「100 分の 102.5 を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、常時勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第27条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当）

第27条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の102.5を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を支給できるようにしたいので提出する。